

Web 労働おおいた

Roudou OITA

2019
No. 60 (No. 754)
3
月号

大分県最低賃金 **762円**
1月有効求人倍率 **1.56倍**

相談専用ダイヤル 0120-601-540
携帯・スマホから 097-532-3040

Main Topix

働き方改革関連法が施行されます! ～平成31年4月1日から順次施行～

1. 残業時間の上限規制

2. 年5日間の年次有給休暇の取得

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

改正②
法律による上限
① 年720時間
② 複数月平均80時間*
③ 月100時間未満*
*休日労働を含む

改正①
法律による上限(罰則有) | 特別条項

月45時間
年360時間

1日8時間
週40時間

残業時間

法定労働時間

1年間=12か月

年間6か月まで



使用者は、年10日以上付与される労働者に対し、**年5日は、時季を指定して年休を与えなければなりません。**

①使用者が労働者に取得時季の希望を聴取
「いつ休む?」
「〇月×日で」
「じゃあ〇月×日に」

労働者 ← 使用者

②労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定

使用者から動く

③ 〇月×日に年休が成立

- #### 主な労働関係行事等(4月～5月)
- 【4月】**
3日(水) H31前期技能検定申請受付(～16日(火))
5日(金) 県立工科短期大学校入学式
9日(火) 県高等技術専門学校校入学式
14日(日) 働き方のトラブル相談会(～16日(火))
18日(木) 夜間労働相談
25日(木) 出張労働相談(大分)
- 【5月】**
12日(日) 働き方のトラブル相談会(～14日(火))
14日(火) 新しい外国人材に係る説明会
16日(木) 夜間労働相談
23日(木) 出張労働相談(佐伯)

上記の他にも、平成31年4月1日から改正となる労働時間法制の見直しについては、次のようなものがあります。

- ・「勤務間インターバル」制度の導入促進
- ・月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ
- ・労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)
- ・「フレックスタイム制」の拡充
- ・「高度プロフェッショナル制度」を創設
- ・産業医・産業保健機能の強化

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年4月1日
※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日



お問合せ 大分労働局労働基準部監督課 Tel 097-536-3212

目次	
●P1 働き方改革関連法が施行されます!	●P6 セミナー・その他お知らせ
●P2 トピックス	●P6 平成30年年末一時金要求・妥結状況最終集計
●P3 インタビュー この人にききました	●P7 労働実務Q&A
●P4 県内の動き(労働・経済関係)	●P7 主要労働経済指標
	●P8 労委だより



「人手不足時代の人材活用フォーラム」を開催しました

2月26日(火)、大分市のホテル日航大分オアシスタワーで、「人手不足時代の人材活用フォーラム」が開催されました。

大分県シニア雇用推進協議会、一般社団法人大分県タクシー協会及び大分県の共催で、人手不足時代における企業の人材確保や雇用管理について考えることを目的に開催したところ、企業の経営者・人事労務担当者など約90名の方が参加しました。

フォーラムでは、まず話題提供として、大分県シニア雇用推進オフィスから「企業訪問から見えるシニア雇用の現状と課題について」、大分労働局雇用環境・均等室から「女性就業の現状と課題について」の説明がありました。



講演を行う河合講師

続いて、ジャーナリストでベストセラー「未来の年表」の著者、河合雅司氏から「未来の年表 人口減少日本で起きること」という演題で講演がありました。膨大なデータや資料の分析から導き出すこれからの日本の姿と取るべき方策など、河合氏の示唆に富む話に参加者は熱心に耳を傾けていました。



フォーラムの様子

お問合せ

県シニア雇用推進協議会

(県雇用労働政策課内) Tel 097-506-3345

「～女性が働きやすい～合同企業説明会」(第2回)を開催しました

県では、結婚、出産等で離職した方々の再就職を応援するため、柔軟な働き方が可能な職場環境づくりをしている企業が参加する合同企業説明会を、11月に引き続き2月に開催しました。

出展企業は20社、来場者は30代を中心に20代から50代までの方にご参加いただきました。各企業ブースでは勤務時間や仕事の内容についての説明を行いました。

《参加企業の声》

- ・“女性が働きやすい”というテーマのため、子育て世代や親の介護などに直面した方が参加しやすかったと思います。
- ・プレゼンを聞いてブースを訪問していただきました。企業シートの内容以外のことも伝えられて良かったです。
- ・在宅勤務について関心が高かったです。

【開催概要】

- 平成31年2月27日(水曜日)10時～13時
- 場所：コンパルホール 3F多目的ホール
(大分市府内町1-5-39)
- 参加対象者：結婚や出産、介護等で離職した方で再就職を希望する方、柔軟な働き方を希望する方、など
- その他：無料託児サービスあり、子ども同伴もOK
◎参加無料、履歴書不要、事前申込不要、入退場自由、服装自由

●参加企業：

青山商事株式会社(洋服の青山)、
イワタニコールセンター株式会社、
SCSKサービスウェア株式会社、
株式会社NTTデータ・ビーンサービス、
社会福祉法人大分県福祉会、
オリエント保険サービス有限会社、株式会社コンカー、
株式会社ザイナス、
株式会社シティタクシーホールディングス、
大分県新規就農相談センター、社会福祉法人新友会、
株式会社ダイレクトマーケティンググループ、
株式会社ニチイ学館、日本物産情報通信株式会社、
東九州石油株式会社、保育士・保育所支援センター、
株式会社豊和銀行、三越商事大分株式会社、
社会福祉法人みのり村、ヤフー株式会社

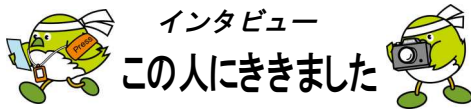


説明会の様子

お問合せ

県雇用労働政策課

Tel 097-506-3327 Fax 097-506-1756



県内経済、春闘、働き方改革について ～県内労使団体トップに聞く～



大分県経営者協会
会長 杉原 正晴氏

- 県内の経済動向等について
 - ・日本銀行の景気判断はここ2年以上「緩やかに回復している」としている。しかし、大手企業は別だが、中小企業は右肩上がりの実感はないのではないか。
 - ・今年は元号が変わり、ラグビーワールドカップも開催されるなど明るい話題がある一方で、国際情勢には懸念材料も多く、県経済にも水を差す恐れがある。
 - ・人手不足により採用状況は厳しいが、一方でなかなか定着しないという状況もある。
 - ・外国人労働者については、就労の条件は緩和されたが、業種が限られている。
- 2019春闘について
 - ・企業の負担能力に応じ、総労務費を念頭に置いた年収ベースでの賃上げを行う。
 - ・賃金を抑えるという感覚ではなく、優先順位をつけて総合的に判断する必要がある。
 - ・月例賃金の引き上げは固定費の増額で、退職金や残業代にもはね返る。中小企業にとっては厳しいが、採用の面からすると考えないといけない状況。
- 働き方改革について
 - ・生産性の向上は「言うは易く行うは難し」で、短期的に成し遂げることは難しい。経営サイドだけでなく、全社員で改善提案するなどの取り組みが必要。
 - ・労働時間の把握は、タイムリーに正確に行うことが大事。業種に合った方法でやるべき。
 - ・法改正については、当協会としてもパンフレットの配布などで周知を図っている。
 - ・当協会では「女性プロジェクト」を立ち上げ、先進企業の視察や講演会、定期的な会合等により女性が働きやすい環境づくりについて研究を行っている。



日本労働組合総連合会大分県連合会(連合大分)
会長 佐藤 寛人氏

- 県内の経済動向等について
 - ・景気は堅調に推移し、緩やかに回復しているとの指標は把握している。しかし労働者、生活者目線からはその実感が薄いのではないか。
 - ・都会に人が流動しているが、それを止めるだけの労働条件をすぐには整えられない。
 - ・外国人が働く上での条件をもっと整える必要がある。特に言葉の問題は大きく、語学のシステムがある程度整っていないとトラブルの原因になる。
- 2019春闘について
 - ・「賃上げ」「働き方改革」「取引の公正化」の3本柱で取り組みを進める。
 - ・賃上げは消費を伸ばす観点からも、月例賃金の引き上げにこだわる。また、中小企業は賃上げの率だけでなく、水準そのものを引き上げていく、大企業に近づけていく、という視点が必要。
 - ・下請け等の取引で、中小企業庁のガイドラインどおりになっていない状況。大企業の下請けとなる地場企業にも適正な利益が配分されるよう、経済団体等に要望していく。
- 働き方改革について
 - ・「おおいた働き方改革」共同宣言の内容を、県下に浸透させていくことが大事。
 - ・生産性の3原則（雇用維持・労使協議・公正配分）について、これをしっかりやるために働き方改革を行う。そこを踏み外してはならない。
 - ・家族や地域などに関わる生活時間の確保が重要。働き方改革によるメリハリを。
 - ・法改正の内容を労使で確認し、できれば法以上の取り組みをやって欲しい。

平成31年 2月～3月 県内の動き（労働・経済関係）

技能日本一を競い合う「第30回技能グランプリ」で県代表選手が入賞しました ～染色補正職種で銀賞を受賞～

3月1日（金）から4日（月）に、兵庫県で開催された「第30回技能グランプリ」に大分県代表として下表の3名の選手が3職種の競技に出場されました。

第30回となる今大会には、全30職種の競技に全国から選りすぐりの533名の選手が参加し熟練された技を競い合いました。このうち、染色補正職種に出場された廣川清治選手（ひろかわ和洗）が銀賞を受賞されました。大分県選手が同職種で銀賞を受賞するのは初の快挙となり



※右端が廣川選手

ます。
※技能グランプリは、特級、一級及び単一等級の熟練技能士が2年に1度、その優れた技能を競い合う国内最高峰の大会です。

職種	氏名	現住所	勤務先	備考
染色補正	廣川 清治(ひろかわ せいじ)	大分市	ひろかわ和洗	一級技能士
和裁	藤原 亜紀(ふじわら あき)	大分市	梶原和裁	一級技能士
フラワー装飾	新井 哲生(あらい てつお)	大分市	(有)安達日香園	一級技能士

平成30年度 おおいた 女性活躍推進事業者表彰

県では、女性の活躍推進に関する県民及び事業者の関心と意欲を高めるため、女性の登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組まれている事業者を表彰しています。

このたび、平成30年度の受賞事業者を決定しましたのでお知らせします。

- 受賞者（3事業者）※50音順
 ◎社会福祉法人大分県福祉会
 ◎医療法人社団春日会黒木記念病院
 ◎株式会社日豊ケアサービス



表彰式（平成31年2月27日）

「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」を開催しました



2月20日（水）「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」を開催しました。この業界研究会は、東京圏の若者の九州・山口への還流と、地域定着の促進を図るために、九州・山口U・Jターン若者就職促進協議会が東京都（池袋サンシャインシティ）で開催したものです。当日は九州・山口の企業と各県就職相談コーナーの合計153ブースを設け、昨年を上回る350名以上の方にご来場いただきました。



高校生技能振興奨励賞 表彰式が開催されました

高等学校在学中に技能検定2級または溶接技能者評価試験専門級に合格し、技能に関連する県内の事業所に就職が内定している6名の高校生に対して、高校生技能振興奨励賞の表彰式が2月21日（木）に大分県庁本庁舎で行われました。

この賞は、若手技能者の確保と技能の継承及び向上並びに県内就職の促進を目的として平成20年度に創設され、これまでに66名が受賞しています。

表彰式で知事は、「これまで習得した技術を存分に発揮し、大分の産業の発展に貢献してください。皆さんの今後の活躍に期待します」と激励し、受賞者を代表して久保一也（くぼかずや）さん（鶴崎工業高校3

年）が「大分県に若者が残り街に活気が満ちあふれ、大分県全体が発展することを願い、これからも精進していきます」と抱負を述べました。



表彰式の様子

在宅ワーカーマッチングイベントを開催しました

県では、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な「在宅ワーク」を推進しています。2月21日（木）には、在宅ワーカーと発注企業との「在宅ワーカーマッチングイベント」をJ：COMホルトホール大分で開催しました。発注企業17社（うち4社はスカイプ出展）に対し、在宅ワーカーは定員80名を大幅に上回る108名が参加し、対面で商談を行いました。



《在宅ワーカーの声》

- 多くの企業担当者から直接話を聞くことができ、より意欲がわいた。
- 企業が必要とする人材やスキルがよくわかった。

《参加企業の声》

- 通常では出会うことのない方、能力の高い方と出会えてよかった。
- 参加者の本気度が伝わった。
- もう少し時間がほしかった。



「合同企業説明会 in おおいた」を開催しました

3月4日（月）・5日（火）にトキハ会館（大分市）において、2020年3月卒業予定の大学生等を対象とした「合同企業説明会 in おおいた」が開催されました。（主催：大分労働局、ハローワーク、大分県、大分市、（公財）大分県総合雇用推進協会）



2日間で延べ160社の企業と380人の学生が参加し、お互いの理解を深めました。

◇◆「おおいた元気企業就職ガイダンスin福岡」を開催しました◇◆



3月7日（木）「おおいた元気企業就職ガイダンスin福岡」を福岡市博多区で開催しました。今回で10回目となる本ガイダンスは、大分県出身者が多く在籍する福岡県内大学からのU・Jターン就職を希望する学生等と県内企業との出会いの場を提供し、県内企業の魅力をより深く理解してもらい県内就職を促進することを目的としたものです。

当日は第1部就活セミナー、第2部個別ブースによる企業説明（県内企業・団体63ブース）を行いました。来場者はセミナーで地元就職の魅力や合同企業説明会での効果的な過ごし方等について受講した後、各企業のブースを回り、担当者の話を熱心に聞いていました。



大分県が設置する「ジョブカフェおおいた」では、概ね40歳未満の若者に対し、各種就職支援サービスをワンストップで提供しています。詳しくはHPをご覧ください。

ジョブカフェおおいた

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

平成31年
4月～5月

セミナー・その他お知らせ

平成31年度前期技能検定が実施されます

技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。また、35歳未満の方は2級・3級の受検手数料が減額されます。

平成31年度の前期技能検定が下記のとおり実施されます。

- 受験申請受付期間：4月3日(水)から4月16日(火)まで
- 受験申請書について：大分県職業能力開発協会において配布する。
(大分市大字下宗方字古川1035-1)

※実施職種・受検料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。

●HPアドレス：<http://www.noukai-oita.com/>

お問合せ

大分県職業能力開発協会 Tel 097-542-3651
大分県雇用労働政策課 Tel 097-506-3330



厚生労働省からのお知らせ

ゴールデンウィークにおける
年次有給休暇の取得促進について

今年のGWは10連休
休暇を加えて
自分流バケーションも



仕事休もつ化計画

検索

平成30年年末一時金要求・妥結状況最終集計(12月21日現在) 平成31年2月4日発表

1 概況

12月21日現在、調査対象172事業所のうち要求を把握できたのは97事業所で、全体の56.4%である。

そのうち妥結した事業所は96事業所で、要求を把握できた事業所の99.0%である。

2 要求状況

要求を把握できた97事業所の加重平均要求額は628,475円、要求月数は2.40か月分となっている。

そのうち、前年の要求額が把握できる71事業所における比較では、今年の実要求額は593,051円、要求月数は2.34か月分、前年の582,046円、2.34か月分に対して、額では11,005円の増、月数は同月分となっている。

3 妥結状況

妥結した96事業所の平均妥結額は572,886円、妥結月数は2.17か月分となっている。

そのうち、前年の妥結額が把握できる68事業所における比較では、今年の実妥結額は532,756円、

妥結月数は2.10か月分、前年の548,904円、2.21か月分に対して、額では16,148円の減、月数で0.11か月分下回っている。(注)

1 表1は、本年の年末一時金状況について、要求を把握できたすべての事業所について集計したものである。

- 2 数字はすべて加重平均である。
- 3 平均賃金とは、基本給に家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均である。

※この調査結果は大分県ホームページ「おおいたの労働」内「統計・調査」でも見ることができます。

表1 平成30年 年末一時金・要求・妥結状況(加重平均) 雇用労働政策課 平成30年12月21日現在

区分	要 求				妥 結		
	件数	平均賃金	額(円)	月数	件数	額(円)	月数
全 産 業 計	97	263,315	628,475	2.40	96	572,886	2.17
製 造 業 計	34	272,600	676,757	2.48	34	651,425	2.37
食 料 品 ・ た ば こ	2	224,850	493,955	2.22	2	110,641	0.54
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	297,109	681,409	2.30	2	641,524	2.15
化 学 ・ 石 油 ・ プ ラ ス チ ッ ク	7	285,240	793,184	2.80	7	784,860	2.76
窯 業 ・ 土 石	4	287,522	833,369	2.90	4	711,881	2.47
鉄 鋼 ・ 非 鉄	3	307,157	732,794	2.38	3	720,325	2.34
金 属 製 品	2	217,188	598,083	2.75	2	559,971	2.58
機 械 器 具	1	x	x	x	1	x	x
電 気 機 械 器 具	1	x	x	x	1	x	x
輸 送 用 機 械 器 具	9	252,615	655,126	2.59	9	604,720	2.40
電 子 部 品 ・ テ レ ビ ス ・ 電 子 回 路 ・ そ の 他	3	248,540	561,206	2.23	3	561,206	2.23
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	4	276,789	747,576	2.70	4	691,414	2.50
建 設 業	5	246,053	734,767	3.02	5	728,825	2.99
電 気 ・ ガ ス 業	4	364,044	794,911	2.21	4	737,879	2.05
情 報 通 信 業	1	x	x	x	1	x	x
運 輸 業 ・ 郵 便 業 計	9	189,980	546,062	2.85	9	436,263	2.26
パ ー ス 物	3	179,905	449,764	2.50	3	378,580	2.11
貨 物	4	192,846	590,751	3.04	4	457,541	2.33
そ の 他	2	230,644	565,015	2.39	2	565,015	2.39
卸 売 業 ・ 小 売 業	16	255,078	484,346	1.91	16	398,977	1.58
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	3	238,093	538,239	2.25	2	383,734	1.59
教 育 ・ 学 習 支 援 業	7	220,979	456,483	2.05	7	402,756	1.66
医 療 ・ 福 祉	6	231,045	502,201	2.20	6	425,362	1.90
複 合 サ ー ビ ス 事 業	2	261,308	436,208	1.66	2	416,969	1.57
サ ー ビ ス 業	6	237,512	493,079	2.15	6	263,636	1.10



労働実務Q&A

大分県社会保険労務士会



【執筆】

社会保険労務士

溝江 由起子 氏

○社会保険労務士 溝江由起子事務所

大分市大字勢家865番地の4



労働者の「過半数代表者」について

Q 有給休暇の付与義務に伴い就業規則を変更します。労働基準監督署へ届け出る際、労働者の過半数以上の代表者の意見を聴く必要がありますが、どのようにして選べばよいでしょうか。

A 今回のように就業規則変更の場合、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（以下「労働者代表」という）の意見を聴かなければいけません。

▼ では労働者代表の選出方法ですが、方法として「投票、挙手等」があげられます。

また、この投票、挙手以外の方法として、従業員の話し合い、同意書の回覧により信任を得るなど、従業員の過半数がその者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きである必要があります。

また、従業員の数とは在籍しているパート、アルバイト、出向従業員、休業中従業員等、管理監督

者を含めたすべての従業員の数を言います。

▼ 次に労働者代表の要件ですが、労働基準法の施行規則第6条の2で、以下の2つに該当することが定められています。

- (1) 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと
- (2) 目的（就業規則の変更の際に意見を聴取する者を選出する等）を明らかにして実行される投票、挙手等の方法により選出された者であること

▼ では労働者代表の選出に当たりふさわしくない方法は何でしょう。

例えば、経営者等が特定の従業員を一方向的に指名し適正な手続きを怠っている方法、親睦会の代表者を自動的に過半数代表者とする方法、一定の役職者を自動的に労働者代表とする方法、一定の範囲の役職者が互選により労働者代表を選出する方法などがあげられます。また、従業員が労働者代表に

なろうとしたこと、労働者代表であることを理由に解雇その他不利益な取り扱いをすることはできません。

▼ 労働者代表を選出するのは、就業規則変更の場合だけではありません。その他に36協定などを締結する際にも必要となります。

▼ 以上のような手順を適正に行った就業規則等は労働基準監督署に提出した後は、従業員が見やすい場所に配置または掲示等を行い周知するようにしましょう。

就業規則や協定は経営者と従業員が快適に就業するためのルールを表したものです。お互いに就業環境に納得でき、協力して企業運営を行うためにも適正に行うようにしましょう。



お問合せ

大分労働局労働基準部監督課

Tel 097-536-3212

主要労働経済指標 (～平成30年12月)

年月	項目	賃金の動き						労働時間の動き					
		現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
26年平均	363,338	311,068	291,475	255,184	71,863	55,884	149.0	154.3	136.2	143.4	12.8	10.9	
27年平均	357,949	314,181	288,508	257,000	69,441	57,181	148.7	156.2	135.8	143.9	12.9	12.3	
28年平均	361,593	316,584	289,899	258,251	71,694	58,333	148.6	156.7	135.9	144.1	12.7	12.6	
30年8月	304,527	263,106	293,748	252,882	10,779	10,224	145.9	151.3	134.2	139.7	11.7	11.6	
9月	301,470	255,764	293,767	253,016	7,703	2,748	143.7	149.8	131.4	137.4	12.3	12.4	
10月	304,581	256,988	296,513	255,278	8,068	1,710	150.4	157.5	137.4	144.9	13.0	12.6	
11月	323,513	267,723	298,748	253,940	24,765	13,783	153.6	157.6	140.5	145.1	13.1	12.5	
12月	690,337	589,670	297,599	255,176	392,738	334,494	146.0	152.8	133.2	140.0	12.8	12.8	
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)												
年月	項目	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数(総合)27年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当たり(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
		新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)									
		全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市		
26年平均	1.69	1.40	1.11	0.94	99.2	99.0	99.0	96.6	318,755	316,410			
27年平均	1.86	1.54	1.23	1.07	100.0	100.0	97.8	99.6	315,379	314,339			
28年平均	2.08	1.80	1.39	1.13	99.9	100.1	97.7	97.1	312,763	299,858			
30年8月	2.34	2.14	1.63	1.61	101.6	102.2	102.5	94.3	319,939	334,492			
9月	2.50	2.22	1.64	1.59	101.7	102.4	102.9	92.1	302,652	284,465			
10月	2.40	2.03	1.62	1.53	102.0	102.8	105.9	94.6	315,433	293,937			
11月	2.40	2.23	1.63	1.57	101.8	102.3	104.8	97.8	303,516	268,246			
12月	2.41	2.16	1.63	1.57	101.5	102.0	104.7	98.4	351,044	327,751			
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」				

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値。
(注) 30年9月以降の鉱工業生産指数(全国)及び30年11月以降の同指数(大分県)は、27年=100の値。

「母子家庭の母、父子家庭の父」の就業をご支援ください

大分県では、ひとり親家庭の父母の自立支援を目的に、就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行う「大分県母子家庭等就業・自立支援センター」を大分市と共同で設置しています。

子育てをしながら働かなければならないひとり親を取り巻く環境は厳しいものがあります。

事業主の皆様には、このような状況をご理解いただき、ひとり親の就業をご支援いただきますようお願いいたします。

求人がございましたら、当センターにもご連絡ください

- 当センターに登録している方をご紹介します。
- 当センターへ、ハローワークに提出する求人票と同じ様式を送ってください。

ひとり親を雇用する事業主への助成制度があります

- 当センターの紹介によりひとり親を新たに雇い入れた場合、「特定求職者雇用開発助成金」制度が活用でき、労働者の賃金の一部が事業主に支給される場合があります。
- 詳細は大分労働局助成金センター(電話 097-535-2100)へお問い合わせください。

お問合せ 「大分県母子家庭等就業・自立支援センター」 「大分県母子寡婦無料職業紹介所」

厚生労働大臣許可 無料職業紹介所44-ム-300001
〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号
大分県総合社会福祉会館3階
電話:097-552-3313 FAX:097-552-3337

◆◆労委だより◆◆

(平成31年1月～2月の概況)

大分県労働委員会

＜ 事件関係 ＞

○審査事件関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	0	1	0	1
再審査事件	0	0	0	0

○調整事件関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

○個別労働関係紛争関係

種別	新規	12月から繰越	終結	3月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

＜ 会議の開催状況 ＞

- 1月22日 第1644回定例総会
- 2月12日 第1645回定例総会
- 2月26日 第1646回定例総会

＜ 大分県労働委員会 労働相談ダイヤル ＞
097-536-3650

- ・大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。
- ・大分県労働委員会（県庁舎本館7階）
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
※相談時間は9時から17時まで

＜ 『悩まずどんとこい労働相談』実施状況 ＞

○実施期間 2月1日(金)～7日(木) [平日:午後8時まで 土日:午後5時まで]

○相談者数

労働者	使用者	合計(人)
28	1	29

○相談内容

経営・人事	賃金等	労働条件等	その他	合計(件)
7	6	17	11	41
解雇等 3	賃金未払い 4	労働契約等 7	パワハラ 9	
退職 2	休業手当 2	時間外労働 2	損害賠償 1	
配転等 1		労働時間 2	その他 1	
試用期間 1		就業規則 2		
		社会保険 2		
		災害補償 1		
		安全衛生 1		

お知らせ

平成30年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を公表しました。

【県ホームページ】
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/osirase.html>

下記URLにてウェブアンケートを実施しています。「労働おおいた」へのご感想や、「こんな記事を書いて欲しい」「この人にインタビューして欲しい」といったご要望など、様々なご意見をお待ちしています。

＜アンケートページ＞

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/bNt4xzzC>

QRコード⇒



オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

(製作・発行) 大分県商工労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail: a14580@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodo-oita-000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>